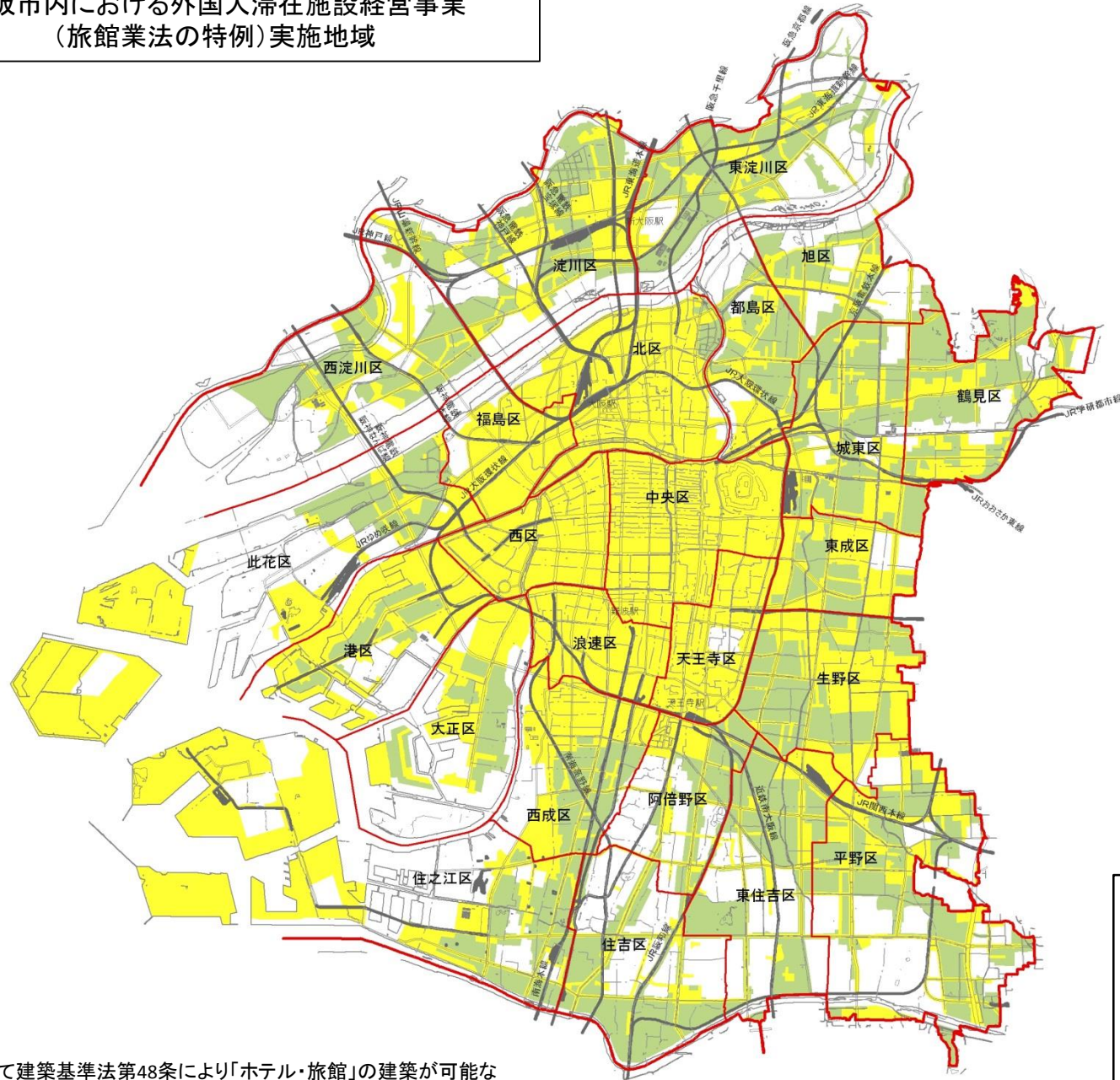


大阪市内における外国人滞在施設経営事業  
(旅館業法の特例)実施地域



凡例

- 実施地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 実施地域(3000㎡以下)
- 第一種住居地域

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000㎡以下)を事業実施地域とするが、例外的に諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。